

6 競争政策関係

ア 独占禁止法のエンフォースメントの見直し・強化

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|--|-------------------|--|--------|------|------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 措置体系の見直し等 | 公正取引委員会 事業所管官庁 | a 独占的、寡占的な市場における参入阻止行為に迅速、効果的に対応できるよう適切な方策を講ずるとともに、事業者に混乱が生じることのないよう、事業所管官庁と公正取引委員会が、それぞれの事業法による政策と独占禁止法に基づく政策との整合性を十分勘案しながら、密接な連絡調整を図る。 | 逐次実施 | | | <p>(公正取引委員会)</p> <p>独占的、寡占的な市場における参入阻止行為については、現行法を積極的かつ厳正適用することとしているほか、事業所管官庁と密接な連絡調整を行っているところ。</p> <p>(公正取引委員会、総務省)</p> <p>電気通信事業分野では、総務省と公正取引委員会が平成13年11月に「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を策定・公表している(平成14年12月、16年6月、20年3月及び20年8月改定)。本指針では、事業者に混乱が起これないように、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ役割分担を明確にするとともに、電気通信事業法と独占禁止法の運用について整合を図る観点から、総務省と公正取引委員会は相互に連絡・情報交換を行うこととしている。</p> <p>(公正取引委員会、経済産業省)</p> <p>電気事業分野では、平成11年12月に「適正な電力取引についての指針」を、ガス事業分野では、12年3月に「適正なガス取引についての指針」を、経済産業省と公正取引委員会が策定・公表している(前者は平成14年7月、17年5月、18年12月及び21年3月改定、後者は平成16年8月改定)。これらの指針では、事業者に混乱が起これないように、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ役割分担を明確にするとともに、事業法と独占禁止法の運用について整合性を図る観点から、経済産業省と公正取引委員会は相互に連携・情報交換を行うこととしている。</p> |
| | 事業所管官庁 | b 事業法分野によっては、事業所管官庁が競争促進措置を講ずるに当たって、より専門的な見地や、より公平・中立的な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。 | 逐次実施 | | | <p>(総務省)</p> <p>電気通信事業分野の競争評価に当たっては、事業者説明会の開催、意見公募の利用、データの公開等により議論の公開性を高めている。また、専門の見地を要する場合には、有識者が参画する公開のアドバイザーボード等を開催することで、評価の内容を深めている。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>電気事業及びガス事業分野においては、公平・中立な立場として、市場監視を実効的に行う観点から、総合資源エネルギー調査会の下に、外部有識者等を構成員とした市場監視小委員会を設置している。(直近では平成22年7月に第6回を開催)</p> |

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|--|---------|---|------------------|------|------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| ガイドラインの適時適切な見直し等 | 関係府省 | 個別事業法において競争ルールに関する所要の規定を整備していくとともに、法運用に関する事業者の予測可能性を高め、紛争、法令違反を未然に防止する観点から、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、具体的事例を示した既存の個別事業分野におけるガイドラインを適時適切に見直す。 | 逐次実施 | | | (公正取引委員会、総務省) 電気通信事業分野においては、平成13年11月に策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成14年12月、16年6月、20年3月及び20年8月改定)。 (公正取引委員会、経済産業省) 電気事業分野においては、平成11年12月に策定した「適正な電力取引についての指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成14年7月、17年5月、18年12月及び21年3月改定)。電気事業分科会答申「今後の望ましい電気事業制度の在り方について」(平成20年3月)及び「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(20年7月)において、電力市場の競争環境整備を図る観点から提言された内容を踏まえ、省令等の整備を行うとともに、託送余剰インバランス料金の買取料金、需要種間の託送料金の公平性の担保等について「適正な電力取引についての指針」へ反映するため指針を改定した(21年3月)。 ガス事業分野においては、平成12年3月に策定した「適正なガス取引についての指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(16年8月改定)。 |
| 独占禁止法における民事責任制度及び差止制度の見直し | 公正取引委員会 | 独占禁止法の差止請求制度については、制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差止請求対象行為の範囲の見直し等、民事的救済制度を更に充実した制度とするための検討に着手する。 | 必要性が認められる場合、検討着手 | | | |
| 独占禁止法の課徴金制度の在り方の検討 | 公正取引委員会 | a 第171回国会に提出された独占禁止法改正法案で課徴金の範囲拡大及び算定率を割増す要素が追加される等更なる抑止力向上の必要性が高まっている情勢にもかかわらず、抑止・制裁の両目的をより効果的・効率的に成しえる制度設計について、現行の法運用状況とその効果についての分析をしつつ、独占禁止法違反行為に対する措置の在り方について、幅広い検討を行う。 | | | 検討 | (公正取引委員会) 課徴金制度の在り方について検討し、対象となる行為類型の拡大、主導的役割を果たした事業者に対する割増算定率の導入を含む独占禁止法改正法案を第171回国会に提出し平成21年6月3日に可決・成立した。同法案は、関係政令、規則等の改正を経て、平成22年1月1日より施行されたところ。現在、改正後の法運用事例の収集・分析等を行っている。 |
| | | b 課徴金の水準については、現行水準の運用状況を注視しつつ、抑止と制裁の観点から、違反行為をする動機付けを失わせることを十分に担保したものになるよう、現行の法運用状況とその効果について分析を重ねつつ、不断の見直しを行っていく。 | 逐次実施 | | | - (公正取引委員会) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(平成21年法律第51号。以下「平成21年独占禁止法改正法」という。)(平成22年1月1日施行)により、課徴金の対象となる行為類型を拡大したほか、主導的事業者に対する課徴金の割増し(5割増し)、除斥期間の延長(3年→5年)、課徴金減免制度の拡充等を行った。 |
| 独占禁止法違反行為の判断基準の明確化 | 公正取引委員会 | 課徴金の対象とされている、あるいは、今後対象とされる行為類型をはじめとした独占禁止法違反行為について、事業者にとって法適用の予測可能性を十分に確保し、その事業活動を萎縮させることのないよう、判断基準の明確化を逐次行う。 | 逐次実施 | | | (公正取引委員会) 平成21年独占禁止法改正法により、排除型私的独占及び一定の不正な取引方法が新たに課徴金納付命令の対象となったことに伴い、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」(以下「排除型私的独占ガイドライン」という。)を策定するとともに(平成21年10月)、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を改定し(平成21年12月)、さらに「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(原案)に対する意見募集を行った(平成22年6月)。 |

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|---------|---|-----------------|------|---------------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 独占禁止法の不当廉売規制の在り方について | 公正取引委員会 | 不当廉売について、あらゆる業種の事業者にとっての予測可能性を担保し、自由で公正な創意工夫に基づく良質・廉価な商品又は役務の供給の確保に資するため、「供給に要する費用」を著しく下回る対価等について、予測可能性に寄与する事例の公表、相談事例の分析、各種実態調査等、不当廉売に該当するかどうかを予測することが可能となるような取組を積極的に実施していく。 | | | 平成21年度以降、逐次実施 | (公正取引委員会) 小売業に限定することなく、不当廉売について、法定化された不当廉売の要件のうち特に「供給に要する費用を著しく下回る対価」に重点を置いて明確化したガイドラインを策定・公表した(平成21年12月18日)。また、平成22年7月に公表した相談事例集において、不当廉売について、事業者の予測可能性に寄与する事例を掲載した。 |
| 排除型私的独占についての法運用の明確化 | 公正取引委員会 | 排除型私的独占について、第171回国会に提出された独占禁止法改正法案が国会にて可決成立した際には、どのような行為が違反となるかについて、法運用の透明性・予測可能性が確保されるよう、ガイドラインを作成・公表する。 | 独占禁止法改正法施行までに実施 | | | (公正取引委員会) 平成21年独占禁止法改正法により、排除型私的独占が新たに課徴金納付命令の対象となったことに伴い、排除型私的独占が成立するための要件に関する公正取引委員会の解釈を明確化することにより、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、排除型私的独占ガイドラインを策定・公表した(平成21年10月)。 |
| | | いわゆる略奪的価格設定が、排除型私的独占となる典型的行為類型のひとつであることにかんがみ、あらゆる業種の事業者にとっての予測可能性を担保し、自由で公正な創意工夫に基づく良質・廉価な商品又は役務の供給の確保に資するよう、いかなる価格設定が排除型私的独占に該当し得るのかという点に関し、とりわけ、違反となるかどうかを判断する上で必要な基準を、排除型私的独占に関するガイドラインに極力明確な形で盛り込む。 | 独占禁止法改正法施行までに実施 | | | (公正取引委員会) 「ある商品について、その商品を供給しなければ発生しない費用(平均回避可能費用)を下回る対価を設定する行為」を排除行為に該当し得る行為と定義し、自らと同等又はそれ以上に効率的な事業者の事業活動を困難にさせる場合には排除行為となるとの基準を排除型私的独占ガイドラインに盛り込んだ。 |
| 独占禁止法における事業者団体届出制度の廃止 | 公正取引委員会 | 独占禁止法における事業者団体届出制度を廃止する。(第171回国会に関係法案(独占禁止法改正法案)提出) | | 法案提出 | | |

イ 公正取引委員会の体制の見直し・強化

(ア) 独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|---------|--|--------|------|------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 民間等の外部人材の積極的な受入れ | 公正取引委員会 | 公正取引委員会は、既存の研修の内容を向上させるとともに、例えば、弁護士、エコノミスト等の民間の専門家や他省庁からの出向者など、その受入れを積極的に検討し、審査部門の強化を図る。さらに、審査に関わる職員の専門性を向上させるため、同委員会は、外部との人材交流の一層の拡充を図る。 | | | 逐次実施 | (公正取引委員会) 引き続き、研修の充実に努める。平成21年度末の公正取引委員会事務総局の定員は779人、違反事件の審査部門の定員はその過半数の442人であり、また、受け入れている弁護士等の外部人材は49名である。 |
| 審査部門の人員の充実等 | 公正取引委員会 | 公正取引委員会において、審査部門に重点を置いた一層の体制整備を進めるため、審査部門への人員の重点的配置等についても、迅速かつ計画的に行う。特に、違反事件の大型化、審判で争われる事例の増加等に対応するため、違反行為の監視体制の強化、事件処理の迅速化の観点から、審査部門の職員を抜本的に増強する。このため、上記の外部人材の受入れと併せて、人員充実及び人員の重点的配置のための具体的な検討を速やかに行うとともに、審査部門内の機能・体制についても、より一層の審査の迅速化及び実績の向上に向けた検討を行う。 | | | 逐次実施 | (公正取引委員会) 独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するため、審査部門への重点的な人員配置を行うとともに、定員についても平成19年度において26人、20年度において20人、21年度において13人の増員を行った。 併せて、昨今の厳しい経済状況において取引先事業者、特に取引先大企業との間で不当なしわ寄せを受けやすい中小事業者全般についてその取引の公正化を一層推進するために策定した「中小事業者取引公正化推進プログラム」の一環として、優越的地位の濫用行為に係る情報に接した場合に、その調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的として、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を審査局内に設置した。 |

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|--|---------|--|--------|------|------|---|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 審査の迅速化のための新たな目標の設定・公表と客観的な評価の実施 | 公正取引委員会 | <p>公正取引委員会は、今後、審査の迅速化を図るため、人員の充実及びタスクフォースの活用等による専門性の向上を図るとともに、各事業分野における紛争処理機関等との性格の違いも踏まえつつ、一律の目標ではないにせよ、情報通信、エネルギー等の公益分野における新規参入案件などを中心に、国民の期待に沿った標準的な審査期間の目標を設定・公表し、その結果を評価することなどにより、迅速かつ効果的な事件の処理に努める。</p> <p>また、こうした迅速かつ効果的な処理を通じて、同委員会の審査実績を飛躍的に向上させるために、審査に関する目標を策定・公表するとともに、定期的に、政策評価を実施し、その枠組み等を活用して、客観的な評価に努める。</p> <p>その際、特に、情報通信、エネルギー等の公益事業分野については、実際の審査結果が、どのように新規参入や競争促進につながっているかなど、定性的・定量的な観点からの評価に努める。</p> | 逐次実施 | | | <p>(公正取引委員会)</p> <p>規制改革の進展、経済活動のグローバル化等により、各事業分野における競争環境の変化が一層速いものとなっていることにかんがみ、独占禁止法違反事件の処理についても迅速化を図ることとしており、特に迅速な処理が求められるIT・公益事業分野における事件であって、平成14年度以降に立入検査を行い、又は審査に着手するものについては、原則3か月以内での処理に努めるとの事件処理の目標期間を設定したところ、引き続き、迅速な処理に努める。</p> <p>また、平成21年度における独占禁止法違反行為に対する措置について、政策評価を行い、公表した(平成22年7月28日)。</p> <p>平成21年度においては、電力会社が発注する特定電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件を含むカルテル・入札談合に法的措置を採ったことにより、少なくとも1204億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できる。</p> |
| 警告・注意等の取扱いの改善 | 公正取引委員会 | <p>公正取引委員会が、独占禁止法違反のおそれがあるとして行う警告、注意といった取扱いについては、競争制限行為を迅速に除去するために、一定の範囲で必要性が認められるものの、行政側からの一方的な通知であり、事業者がそれを法的な手続の中で争うことができない等の問題があることを踏まえ、同委員会においては、違反行為を排除する必要がある場合には、勧告等の法的措置により対応することを原則としつつ、これら事実上の行政指導や注意喚起については、その取扱いを必要最小限とし、かつ上記のような問題点についての改善が可能かどうかを検証し、可能な場合には改善を図る。</p> | 逐次実施 | | | <p>(公正取引委員会)</p> <p>審査体制を強化し、精力的な審査活動を実施しており、特に、IT、公益事業分野や知的財産権分野については、平成14年度以前の14年間では警告及び注意を行うにとどまっていたが、15年度以降においては、8件の法的措置等を行った。</p> <p>また、警告を行う場合には、名あて人となるべき者に対して、事前に警告書案を手交し、警告内容を説明するとともに、意見を述べ、証拠を提出する機会を付与していたが(平成17年6月30日方針公表)、手続の一層の明確化を図るべく、平成21年の「公正取引委員会の審査に関する規則」の改正により、警告を行う場合にも、命令の際の事前手続に準じた手続を経る旨明文で規定した。</p> |
| 独占禁止法違反に係る警告及び注意の在り方 | 公正取引委員会 | <p>現在行われている警告や注意の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、今後とも、警告及び注意については適切な運用が行われるよう対処する。</p> | 引き続き励行 | | | <p>(公正取引委員会)</p> <p>引き続き励行する。</p> |
| 審査打切りの概要の公表 | 公正取引委員会 | <p>審査打切りの事案の関係人がその旨の公表を望む場合には、説明責任を果たす観点から、打切り案件のおおまかな概要の公表を行う。</p> | 逐次実施 | | | <p>(公正取引委員会)</p> <p>平成16年度以降、8件の打切り案件について、概要の公表を行った。</p> |

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|---------|--|--------|------|------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| ネットワーク事業分野における審査体制・機能の強化 | 公正取引委員会 | 市場開放が進められているネットワーク事業分野において公正競争を確保する観点から、公正取引委員会の審査体制及び機能を強化し、独禁法違反被疑事実に関する処理の迅速化を図る。 | 逐次実施 | | | (公正取引委員会) 私的独占、不公正な取引方法等の独占禁止法違反行為に対して厳正に対処すべく平成19年度において26人、平成20年度において20人、平成21年度において13人審査部門の増員を行うとともに、競争の活発化が期待されるIT関連分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集に努めた。 |

(イ)企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|---------|---|-------------------|------|------|---|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 民間等の外部人材の積極的な受入れ及び内部体制の見直し・強化 | 公正取引委員会 | 企業結合に関する審査能力・専門性を向上させるため、公正取引委員会は、審査人員を増加させるとともに、民間の専門家や他省庁からの出向者など、専門性が生かせる分野について、積極的にこうした外部の人材を活用する。また、企業結合審査部門への人員の重点的配置により、機能・体制の強化を図る。 | 逐次実施 | | | (公正取引委員会) 企業結合に関し、迅速かつ適切に対処するため、平成19年度において1人の増員を行うとともに、20年度においてはエコノミスト等の外部人材8名、21年度においては7名を受け入れ、機能・体制の強化を図るなど企業結合審査部門への重点的な人員配置を行った。 |
| 企業結合案件に関する透明性の向上 | 公正取引委員会 | 審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったもののうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。 公表に当たっては、予見可能性を高める観点から、どのような市場(一定の取引分野)をどのような基準(取引対象商品又は役務、地理的範囲)で画定したのか示すとともに、画定した市場における審査結果の内容及び判断の根拠となる市場シェア、順位、当事会社の競争状況(市場における競争者の数・集中度、参入、輸入、閉鎖性・排他性等)等の基準や、各合併等案件の市場の競争状況への影響をどう評価したかなどの判断の理由・基準等を示す。また、当事会社が申し出た問題解消措置を前提として容認された事案については、当該問題解消措置に対してどのような評価を行ったかについても示す。 | 逐次実施 | | | (公正取引委員会) 毎年度「主要な企業結合事例」を公表するなど公表内容のより一層の充実化を図っている。 |
| 一般集中規制の見直し及びフォローアップ | 公正取引委員会 | 一般集中規制について、今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する。 | フォローアップ、引き続き評価・検討 | | | (公正取引委員会) 平成21年度に施行状況のフォローアップ、評価・検討を実施。引き続きフォローアップする。 |

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|---------|--|--------|------|------|-------------|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 企業結合に係る届出制度の見直し | 公正取引委員会 | 企業結合に係る届出制度は、競争を実質的に制限することとなるおそれのある企業結合を競争当局があらかじめ把握するために設けられているものであるとの趣旨も踏まえつつ、同制度の対象から除外される範囲の在り方について必要な検討を行う。また、近年の経済のグローバル化に伴い、一の企業結合事案について複数の競争当局に届出が行われることが多くなっていることにかんがみ、企業結合に係る届出制度について国際的整合性を確保する観点から見直しの検討を行い、結論を得る。 | 検討 | 法案提出 | | |

(ウ) 景品規制及び表示規制の見直し

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|---------|---|-------------|------|------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 景品・表示規制の検討 | 公正取引委員会 | a 景品表示法に基づく規制については、総付景品についてその在り方を見直すべきとの指摘があることも認識しつつ、消費者の適正な商品選択の確保等の観点からみて、ふさわしい方策を検討する。 | | 検討 | | (公正取引委員会) 平成19年3月の総付景品告示の改正によって総付景品の最高額が2倍に引き上げられたところ、現行の規制に関する事業者の考え方を把握するため、アンケート調査を実施した。また、消費者団体との意見交換等を通じて、消費者の適正な商品選択に及ぼす影響等についての実態把握に努めた。 |
| | | b 不当景品類及び不当表示防止法における懸賞における景品類の最高額等の現行の規制について、懸賞による景品類の提供は、その手法や程度が適当なものである限り、競争にとっては中立又は促進的に機能するという考え方の下、社会・経済情勢等を踏まえつつ、必要な検討を行う。 | | 検討 | | (公正取引委員会) 懸賞における景品類の最高額等の現行の規制に関する事業者の考え方を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、消費者団体との意見交換等を通じて、懸賞による景品類の提供が消費者の適正な商品選択に及ぼす影響等についての実態把握に努めた。 |
| 不当景品類及び不当表示防止法に基づく改正後の総付景品告示の周知等公正取引委員会 | 公正取引委員会 | 平成19年3月7日、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)が改正され、総付景品の最高額が2倍に引き上げられた(同日施行)。今回の改正により、事業者にとっても総付景品の提供をより幅広く行うことが可能となることから、改正内容を十分周知するとともに、改正後の総付景品提供の動向について注視する。 | 措置済 | | | |
| 対消費者電子商取引に係る景品表示法上の考え方の明確化 | 公正取引委員会 | 対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、必要に応じて見直しを行う。 | 必要に応じて逐次見直し | | | (公正取引委員会) 「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」(平成14年6月5日)の一部変更を行い、公表し(15年8月29日)、その周知徹底を図っている。 |
| 公正取引委員会が行う実態調査アンケートについて | 公正取引委員会 | 総付景品規制及び一般懸賞規制に関する実態調査アンケートについては、事業者全体における傾向や意識等を、的確に把握できるよう、民間企業の知見を取り入れつつ、適切な方法によりアンケート調査を実施する。 | | 措置 | | (消費者庁) 総付景品規制及び一般懸賞規制に関して、事業者の意識等を把握するアンケート調査を実施した。 |
| 総付景品規制及び一般懸賞規制の在り方についての検討方法(公正取引委員会(消費者庁設置関連法案が国会にて可決成立し、消費者庁が創設された場合は同庁)) | 消費者庁 | 総付景品規制及び一般懸賞規制の在り方を導き出す方法として、事業者に対する実態調査アンケートに加え、事業拡大ないし新規参入のために現行の規制以上の総付景品や一般懸賞による販売促進活動を実施したいとする事業者からヒアリングを実施する等、幅広い検証をする。なお、その際には、過去の規制緩和がもたらした市場競争への影響及び現在の規制を更に緩和した際に予測される影響を試算・分析すること等の定量的な分析についても、民間等のノウハウを活用することによる実施可能性を検討し、可能なものについては積極的に実施する。 | | | 措置 | (消費者庁) 総付景品規制及び一般懸賞規制について、事業者からヒアリング調査を行うとともに、主要国における景品規制等の調査を実施した。また、景品規制緩和の影響の定量的分析の実現可能性について、調査研究を実施した。 |

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|--------------|--|---------------------------|------|------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 不当景品類及び不当表示防止法の移管について | 内閣官房 | a 消費者庁設置関連法案が国会にて可決成立した際には、同法が消費者庁に移管されるに当たり、従前の法目的である「公正な競争を確保」すること、改正後の法目的である「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止」することが、表裏一体の関係で、規制範囲において同意義である旨を消費者庁に引き継ぐとともに、同趣旨を事業者、消費者両側に広く知られるよう周知する。 | 消費者庁設置関連法案可決成立後、法律施行までに実施 | | | (内閣官房、消費者庁) 消費者庁のウェブページにおいて、改正後も規制の対象範囲は実質上変わらない旨の説明を掲載するとともに、事業者団体等が主催する講演会等に積極的に講師を派遣することにより、周知を図った。 |
| | 内閣官房、公正取引委員会 | b 不当景品類及び不当表示防止法第3条を受けて定めている総付景品規制及び一般懸賞規制については、消費者の商品選択を取り巻く状況が変化してきている中、これらを過度に規制することは適切ではなく、かえって事業者の自由な販売促進活動を妨げ、競争を阻害することになりかねない。内閣官房及び公正取引委員会においては、以上のように、これまで示されてきた考え方、政策の内容及び方向性を踏まえ、引き続き、総付景品規制及び一般懸賞規制の在り方について、更なる規制緩和の可能性を含めた検討を行うよう消費者庁に引き継ぐ。 | 消費者庁設置関連法案可決成立後、法律施行までに実施 | | | (内閣官房、公正取引委員会、消費者庁) 内閣官房及び公正取引委員会においては、総付景品規制及び一般懸賞規制の在り方について、規制緩和の可能性を含めた検討を行うことを消費者庁に引き継いだ。消費者庁においては、総付景品規制及び一般懸賞規制について、事業者ヒアリング調査等を実施した。 |

(エ) 公正取引委員会の審判制度の見直し

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|---------|---|--------|------|------|---|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 公正取引委員会の審判制度の在り方の検討 | 公正取引委員会 | 独占禁止法の抑止力が強化されている昨今の背景を踏まえ、公正取引委員会の審判制度の在り方について、審判の存続・廃止や審判と裁判の選択制等のメリット・デメリットを洗い出す等、幅広い検討を行い、より独立性・中立性・公平性が高まる制度となるよう措置する。(第171回国会に關係法案(独占禁止法改正法案)提出。同法案附則において、審判制度について、平成21年度中に検討し見直し旨規定) | | 法案提出 | | (公正取引委員会) 平成21年独占禁止法改正法附則及び同法改正法案に対する衆議院及び参議院の経済産業委員会での附帯決議を受け、公正取引委員会が行う審判制度の廃止等を内容とする独占禁止法改正法案を第174回国会に提出した。なお、同法案は同国会の衆議院において閉会中審査とされた。 |

ウ 専門分野に関するエンフォースメントの強化

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|----------------------------------|--|----------|------|------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 規制産業における競争の促進 | 公正取引委員会 総務省 経済産業省 国土交通省 | 電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があれば、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。 | 必要に応じて実施 | | | (公正取引委員会) 平成20年6月、都市ガス事業分野の取引実態及び今後の改善策について調査結果を取りまとめた。 |

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|--|----------------|--|-------------|---------------------|--|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| | | また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。 | 検討(逐次結論) | | | (公正取引委員会、総務省) 電気通信事業分野においては、平成13年11月に策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成14年12月、16年6月、20年3月及び20年8月改定)。 (公正取引委員会、経済産業省) 電気事業分野においては、平成11年12月に策定した「適正な電力取引についての指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成14年7月、17年5月、18年12月及び21年3月改定)。電気事業分科会答申「今後の望ましい電気事業制度の在り方について」(平成20年3月)及び「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」(平成20年7月)において、電力市場の競争環境整備を図る観点から提言された内容を踏まえ、省令等の整備を行うとともに、託送余剰インバランス料金の買取料金、需要種間の託送供給料金の公平性の担保等について「適正な電力取引についての指針」へ反映するため指針を改定した(平成21年3月)。 ガス事業分野においては、平成12年3月に策定した「適正なガス取引についての指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成16年8月改定)。 |
| 電気通信事業分野における独占禁止法上及び電気通信事業法上の考え方の明確化 | 公正取引委員会 総務省 | 電気通信事業分野における公正な競争を促進する観点から、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為や、競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為の具体的事例を示した独占禁止法上及び電気通信事業法上の指針について、必要に応じて逐次見直しを行う。 | 必要に応じて逐次見直し | | | (公正取引委員会、総務省) 電気通信事業分野においては、平成13年11月に策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成14年12月、16年6月、20年3月及び20年8月改定)。 |
| 国際航空における航空会社間の運輸協定に関する独占禁止法の適用除外の見直し < 運輸イ22に再掲 > | 国土交通省 | 国際航空における航空会社間の運輸協定に関する独占禁止法の適用除外制度の在り方について、連帯運送が可能となるよう配慮した上で、検討し、結論を得る。その際、国際航空輸送においては、アライアンス内での提携関係の深化が進行し、アライアンス間競争が世界的潮流となる中、アライアンス間の競争促進を通じた国際航空輸送市場の活性化は積極的に評価されるべきである。このような認識の下、アライアンス内での協同化の促進を認めつつ、アライアンス間競争をより一層促進するべく、検討する。 | | 平成21年度 目処に 結論 | (国土交通省) 国際航空に関する航空会社間の運輸協定に関する独占禁止法の適用除外制度のあり方については、平成22年6月に、本邦航空運送事業者あて航空局長通達(平成22年6月7日付け国空事第132号)を発出し、認可の対象とする範囲を大幅に縮小することとした。 また、国際航空分野において進展しているアライアンス内の提携強化の動きに対応し、これを独占禁止法適用除外制度の認可対象としたことから、共同事業の実施等航空会社間の提携関係の深化を図るための新たな協定についての審査基準として「提携深化協定に対するAT!審査のガイドライン(平成22年6月7日国空第589号、国空事第159号)」を定めたとする。 | |

エ 政府調達制度の見直し

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|--|---------------------------|---|--------|------|------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 更なる取組の徹底・拡大 | 国土交通省 総務省 その他発注関係府省 | 国土交通省直轄工事等において、指名業者の事後公表、単体参加ができる工事の拡大、工事費内訳書提出の全面的な導入に向けた取組等が進められているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、透明性、公正性及び競争性の確保向上の観点から更なる取組の徹底・拡大を図る。 | 逐次実施 | | | (国土交通省、総務省) 公共工事における入札及び契約の適正化については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)等により、公共工事の入札・契約の透明性、公正性等を向上するための取組の促進が定められているところであり、各地方公共団体に対して、同法の厳正な運用について要請を行っているところ。 (「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年12月22日付け 総行第171号 国総入企第21号 総務省自治行政局長 国土交通省建設流通政策審議官通知)) |

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|--|---------------------------|---|--------|------|------|---|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 第三者機関の設置の推進・機能強化等 | 国土交通省 総務省 その他発注関係府省 | 国や都道府県においては入札監視委員会等の設置が進んでいるが、国・地方公共団体を通じてこうした第三者機関の設置を一層推進する。また、これに併せて、国において、同機関の機能を強化・拡大する等により、例えば、1)一般競争入札の参加資格が認められないこと、2)総合評価落札方式における落札者の決定結果等についての苦情等を含む幅広い事項についての事業者からの申立てに対し、透明性を確保しつつ公正・中立に審議し、発注者に対し、調達手続の中断も含めた意見具申を行うことができる方策についても検討することとし、その成果を地方公共団体にも周知する。 | 逐次実施 | | | (国土交通省、総務省) 入札契約適正化法に基づく要請において第三者機関の設置等について要請を行っているところ。 (「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年12月22日付け 総行第171号 国総入企第21号 総務省自治行政局長 国土交通省建設流通政策審議官通知)) (国土交通省) 国土交通省の直轄工事において、平成22年度当初から、総合評価方式の透明性の確保等に関する改善策を講じることとし、地方公共団体等に対しても、国の取り組みを参考に、入札契約制度の改善に向けた取組をお願いしたところ。(平成22年4月9日付け国総入企第1号国土交通省総合政策局建設課長通知) |
| 一般・指名競争入札におけるランク制の運用改善 | 国土交通省 総務省 その他発注関係府省 | 一般・指名競争入札におけるランク制は、特に地方公共団体による地域要件の設定と同時に運用された結果として入札参加業者数が著しく少なくなる場合等には、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであることから、そのような事態が生じている場合には、ランク制の運用の改善に取り組む。 | 逐次実施 | | | (国土交通省、総務省) 入札契約適正化法に基づく要請において適正な競争参加条件の設定等について要請を行っているところ。 (「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年12月22日付け 総行第171号 国総入企第21号 総務省自治行政局長 国土交通省建設流通政策審議官通知)) |
| 共同企業体結成の義務付けの見直し | 国土交通省 総務省 その他発注関係府省 | 受注の条件として共同企業体の結成を義務付けることは、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであり、したがって、国・地方公共団体の各発注者において、このような義務付けを大規模工事であって技術的難度の高い建設工事を除き原則として行うべきでないという指摘があることを踏まえ、その運用改善に取り組む。 | 逐次実施 | | | (国土交通省) 国土交通省直轄工事においては、「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」の一部改正について(平成15年5月26日付け国地契第29号)により、大規模工事であって技術的難易度が高い建設工事を除き、特定建設工事共同体の結成の義務付けは原則として廃止する旨、措置済み。 (総務省) 競争制限的な効果が生じることがないように、その運用の改善を図るための方策について適宜要請していく。 |
| 地方公共団体による地元業者の下請利用要請等の適正化 | 総務省 関係府省 | 地方公共団体による地元業者の下請使用や地元産品利用の要請については、それが過度なものになり、競争制限的な効果を生まないう、地方公共団体において、その運用の適正化を図る。 | 逐次実施 | | | (総務省) 競争制限的な効果が生じることがないように、その運用の改善を図るための方策について適宜要請していく。 |

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|--|---------------------------|--|--------|------|------|---|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| VE(Value Engineering)・総合評価落札方式の運用の見直し等 | 国土交通省 総務省 その他発注関係府省 | VE・総合評価落札方式等の多様な入札制度の導入・運用状況及びこれをもたらしている効果・影響について事例の収集・分析により検討し、より一層の拡大や方法の見直しを行う。その際、いわゆる除算方式が原則とされ、加算方式は一部の物品調達の場合に限定されているが、加算方式がふさわしい場合に同方式の採用を拡大すること等も含め、調達の経済性や評価の透明性・公正性に留意しつつ、必要な場合には技術評価のウエイトを増加させる。 | 逐次実施 | | | (国土交通省) 平成17年4月1日からの「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行等を踏まえ、国土交通省においては、同年9月30日、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」を策定し、総合評価方式における加算点の上限を引き上げた。また、直轄工事における総合評価方式の実施状況のフォロー・アップを行い、評価項目や配点等の見直しを検討するとともに、緊急公共工事品質確保対策の一環として、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(平成18年12月8日付け国地契第72号、国官技第243号、国営計第117号)により、加算点の上限の一層の引き上げ等を実施した。 (総務省) 地方公共団体におけるVE等の導入状況については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札契約手続に関する実態調査により、各地方公共団体の取組状況について調査を行い、この結果について平成22年2月17日に公表したところである。 今後の導入状況等を踏まえ、地方公共団体に対して適宜要請していく。 |
| 公共工事の検査・監督等の外部委託の推進 | 国土交通省 総務省 その他発注関係府省 | 技術力を重視する新しい入札制度の導入に際しては、発注側の職員にも技術的な知識が要求されるところであるが、特に小規模な地方公共団体においては、そのような職員が不足しているという問題がある。したがって、国・地方を通じて導入を進める前提として、工事の検査・監督等の外部委託について、その実態についての調査を行うとともに、必要な場合には十分な技術力を持つ者への外部委託の一層の推進を図る。 | 逐次実施 | | | (国土交通省、総務省) 入札契約適正化法に基づく調査を実施し、同法に基づく要請において検査・監督における外部機関の活用等について要請を行っているところ。 (「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年12月22日付け 総行第171号 国総入企第21号 総務省自治行政局長 国土交通省建設流通政策審議官通知)) (国土交通省) 所管保持事業等において、外部委託の活用等により監督・検査の一層の充実を推進すべき旨を周知しているところ。 |
| 工事成績の評価の推進・見直し | 国土交通省 総務省 その他発注関係府省 | 国土交通省直轄工事においては、一般競争入札において過去の工事成績を入札参加に反映させたり、指名競争の技術審査基準の工事成績の評価ウエイトを引き上げる等、工事成績を重視した競争入札の導入を行っているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、更なる取組の徹底・拡大を図る。 なお、その際には、国や当該地方公共団体の実績だけが無い新規参入業者が不利にならないことを担保する必要があることから、同等の技術力を要求されると考えられる民間や他の地方公共団体での実績はできる限り同等に扱う必要がある。そのため、国・地方公共団体を通じた工事成績の評価の基準の共通化に向けて、早急に取り組む。 | 逐次実施 | | | (国土交通省、総務省) 入札契約適正化法に基づく要請において適切な競争参加資格の設定等について要請を行っているところ。 (「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年12月22日付け 総行第171号 国総入企第21号 総務省自治行政局長 国土交通省建設流通政策審議官通知)) (国土交通省) 平成16年度に全国の直轄工事の工事成績データベースを構築。また、直轄工事の一般競争入札及び工事希望型競争入札について、工事成績が一定以下の事業者の競争参加資格を認めない措置を導入(前者について平成16年6月30日通知、後者について同年12月22日通知)。 |

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|--|---------------------------|---|--------|------|------|---|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 民間技術提案の更なる活用 | 国土交通省 総務省 その他発注関係府省 | あらかじめ発注者が仕様を決めて入札に付すよりも事業者の発意による技術提案を積極的に活用することが適当な案件については、入札の過程で、複数の事業者に提案を行わせ、発注者がそれぞれの事業者と個別に交渉を行うことを通じて契約者を選定する方が経済的に最も価値の高い調達を行い得る場合があると考えられる。したがって、我が国においても、それがふさわしいと考えられる場合には、手続の公正性、透明性及び経済性に留意しつつこのような方式を採用する。 | 逐次実施 | | | (国土交通省) 平成18年5月23日に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、民間技術を活用し、品質の確保、コスト縮減等が可能な場合には、VE提案、技術提案等を受け付ける入札及び契約の方式の採用に努めるよう求めている。 (総務省) 民間事業者からの技術提案の積極的な活用や総合評価方式の積極的な活用等について、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について(通知)」(平成17年8月26日付け総務省自治行政局行政課長・国土交通省総合政策局建設業課長通知)及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年12月22日付け国土交通省建設流通政策審議官・総務省自治行政局長通知)において要請しているところである。 なお、総合評価方式による入札の導入・拡充を促進するため、地方自治法施行令を改正(平成20年2月)し、落札者決定過程における学識経験者からの意見聴取手続の簡素化を行っているところである。 |
| 分割発注の運用改善 | 国土交通省 総務省 その他発注関係府省 | 分割発注が、政府調達の公正性・経済合理性に反する形で恣意的に実施されることのないよう、国において、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく官公需施策の在り方についての検討を踏まえて、例えば、これを実施する場合についての明確な基準の策定等についての検討を行う。また、実施した場合の理由の公表についても、上記官公需施策の在り方についての検討を踏まえ実施する。また、地方公共団体においても同様の取組が実施されるよう要請する。 | 逐次実施 | | | (総務省) 国の官公需等に関する検討を踏まえ、その運用の改善を図るための方策について適宜検討をしていく。 |
| 地域要件設定の運用改善 | 国土交通省 総務省 関係府省 | 地域要件の設定が、過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方についての基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に対して周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急に実施するよう要請する。 | 逐次実施 | | | (国土交通省、総務省) 入札契約適正化法に基づく要請において適正な競争参加条件の設定等について要請を行っているところ。 ('公共工事の入札及び契約の適正化の推進について')(平成20年12月22日付け 総行第171号 国総入企第21号 総務省自治行政局長 国土交通省建設流通政策審議官通知) |
| 発注者による措置の強化 | 国土交通省 総務省 その他発注関係府省 | 国において、違約金特約条項の性格及びその導入促進方策についての考え方の整理を行う。また、地方公共団体に対して国の取組を周知し、さらに、違約金特約条項導入の状況について全国状況の調査・公表を行う。 また、指名停止基準の策定及び公表について、地方公共団体に対し積極的な要請を行うこととする。 | 逐次実施 | | | (国土交通省、総務省) 入札契約適正化法に基づく調査を実施し、同法に基づく要請において違約金特約条項の導入等について要請を行っているところ。 ('公共工事の入札及び契約の適正化の推進について')(平成20年12月22日付け 総行第171号 国総入企第21号 総務省自治行政局長 国土交通省建設流通政策審議官通知) (総務省) 違約金特約条項については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札契約手続に関する実態調査及び公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況調査」を実施し、その調査結果を平成22年2月17日に公表したところである。 (防衛省) 過去に発覚した不正事案の抑止のための、違約金特約条項を契約に付している。 |

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|--|---------------------------|---|--------|------|------|---|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 公正取引委員会との連携強化 | 公正取引委員会 関係府省 | 引き続き、国の発注者と公正取引委員会との間、また、地方公共団体と公正取引委員会の間における入札談合に係る情報の取扱い方について協議するなど連携を強化する。 | 逐次実施 | | | (公正取引委員会) 公正取引委員会は、平成21年度において、国の発注者との間で、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催した。また、公正取引委員会が主催して地方公共団体向けの入札談合等関与行為防止法の研修会を開催したほか、国、地方公共団体、政府出資法人が開催する研修会等へ講師を派遣した。 |
| 長期継続契約の対象範囲の拡大 | 財務省 | 事務機器等のリース契約については、契約の期間及び債務の額があらかじめ確定できるなど、国庫債務負担行為を設定することにより対応できる場合もあることから、国においては、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、単年度契約を繰り返すという無駄を見直す観点からも、国庫債務負担行為を設定して複数年度にわたる賃貸借契約を締結することとし、この運用結果を踏まえて、さらに必要がある場合には、制度の見直しが可能かどうかについての検討をする。 | 逐次実施 | | | (財務省) 事務機器等の複数年度を前提としたリース契約については、予算の効率的な執行を確保するなどの観点から、省庁共通の取組みとして複数年度にわたり契約を締結することに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為の活用を進めているところである。 |
| 国の物品の製造・販売等に係る入札参加資格の見直し | 総務省 関係府省 | 事業者が国の一般競争入札等の競争契約に参加する際に、業種によっては、高い技術力を有していても創業後間もなく企業規模も小さい新規事業者が入札に参加することが困難になっている場合があるという事態の改善を図り、新規事業者の入札機会を拡大するために、例えば、入札参加資格の在り方の検討を行うとともに、技術力ある中小企業等の入札参加機会を拡大するための運用弾力化措置の徹底を図る。また、指名競争入札についても、特に早急に改善する。 | 継続的に検討 | | | (総務省) 新規事業者の入札機会を拡大に向け、各府省会計課等において、以下の取り決めを踏まえた入札参加資格の弾力的運用に配慮しているところ。 技術力のある中小企業者等の入札機会の拡大について(平成18年8月16日・政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定)、 「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)、 適正な競争性を確保するため、実際に調達を行うに際し、各府省会計課においては、必要に応じて弾力的な競争参加を認めるよう努めるとともに、平成16年以降、「競争参加者の資格に関する公示」に同趣旨を明記。 |
| 入札契約適正化法の遵守徹底 | 国土交通省 総務省 | 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入札契約適正化法(平成12年法律第127号))により公表や通知が義務付けられている事項(指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足る事実の公正取引委員会への通知等)について、全ての地方公共団体において早期に完全実施されるよう、引き続き、適正化を推進する。 | 逐次措置 | | | (国土交通省、総務省) 入札契約適正化法に基づく調査結果における、各発注者の取組状況を踏まえ、入札契約適正化法に基づく要請を行っているところ。 (「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年12月22日付け 総行行第171号 国総入企第21号 総務省自治行政局長 国土交通省建設流通政策審議官通知)) |
| 公共工事における一般競争入札方式の拡大 | 国土交通省 総務省 その他発注関係府省 | 国及び一定の政府関係法人の工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札方式の拡大を逐次行う。また、地方公共団体が実施する工事についても、国の動向を踏まえつつ、同様の観点から、一般競争入札方式の拡大を図るよう要請する。 | 逐次実施 | | | (国土交通省、総務省) 入札契約適正化法に基づく要請において一般競争入札方式の拡大、条件整備としての入札ポンド制度の導入等について要請を行っているところ。 (「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年12月22日付け 総行行第171号 国総入企第21号 総務省自治行政局長 国土交通省建設流通政策審議官通知)) |

| 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|--|--------------------|---|--------|------|------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 指名競争入札方式の改善 | 総務省 | 地方公共団体が指名競争入札方式により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合については、不良・不適格業者の排除及び適正な工事の施工の確保のための措置の強化、審査体制の整備等と並行して、国の工事の場合と同様の低入札価格調査制度への移行等を検討する。 | 検討 | | | (総務省) 指名競争入札の場合も含め、その実施に当たっては総合評価方式の導入を積極的に導入するよう要請しているところ。また、併せて最低制限価格制度・低入札価格調査制度の活用等については、各地方公共団体に対し、入札契約適正化法に基づく要請(平成20年12月22日発出)を行っているところである。 |
| 不良・不適格業者の排除の徹底 | 国土交通省 その他発注関係府省 | 指名停止措置を行う場合は、一般競争入札においては指名停止期間中は入札に参加させない旨を競争参加資格に明記するとともに、指名競争入札においても、同様に指名基準に明記するなど、競争入札において、一定の悪質な行為を行った者について、その事実があった後一定期間は入札に参加させないこととする。 | 継続的に実施 | | | (国土交通省、総務省) 入札契約適正化法に基づく要請において不良・不適格業者の排除の徹底について要請を行っているところ。 (「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成20年12月22日付け 総行第171号 国総入企第21号 総務省自治行政局長 国土交通省建設流通政策審議官通知)) |
| 履行保証制度の見直し | 国土交通省 | 一般競争入札の対象となるような大規模工事について、長期間にわたる工事に必要なファイナンスが十分できる経営力のある企業が入札に参加する仕組みとして、入札参加時点で入札参加企業にあらかじめ金融機関等による保証を求める制度の導入などの履行保証制度の見直し(履行義務を果たさなかった場合に発注者が被った損害の填補等の在り方を含む。)について引き続き検討する。 | 引き続き検討 | | | (国土交通省) 入札ボンド制度については、平成22年5月に、国土交通省より各省庁等あてに対象工事の拡大等について通知をしており、国土交通省直轄工事においても、平成22年8月より対象工事の拡大を実施。また、地方公共団体等に対しても入札ボンド制度の導入・拡大を働きかけているところ。 (「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」(平成22年5月20日付け国総入企第2号 国土交通省建設流通政策審議官通知、 「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」(平成22年6月8日付け国総入企第10号 国土交通省総合政策局建設課長通知)) |